

市役所等で行っている相談

子どもたちが抱える様々な困難をあなたひとりで解決することは、あなたにとっても苦しく、難しいことだと思います。そこで、子どもたちの「困った」に気付いたら、まずは関係する機関へ連絡・相談してください。



参考になるウェブサイト、ガイドブックなど

鹿児島市子育て応援ポータルサイト【夢すくすくねっと】

鹿児島市の子育て情報とイベント情報がギュッと詰まったサイトです。

<http://kagoshima-yumesukusuku.net/>



ひとり親家庭等ガイドブック

ひとり親家庭等の方々を対象にした制度等について紹介しています。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kodomofuku/documents/hitorioyakateitougaidobukku.html>



市民便利帳

毎日の生活の中で必要な届け出や証明、教育や福祉のサービスなど、市役所での様々な手続きの案内を、わかりやすくコンパクトに紹介しています。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shise/koho/guide/30guide.html>



《市役所が行っている相談》

※特に記載のあるものを除き、相談日は休日と年末年始（12月29日～1月3日）以外です。◎は12時～13時を除きます。相談方法等の詳細につきましては、あらかじめ相談場所にお問い合わせください。

相談種別		相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など
消費生活相談		消費生活上の契約に関するトラブル、多重債務、その他消費生活に関すること	月～金曜日 9時～17時15分	消費生活センター ☎ 808-7500 / FAX 808-7501
女性相談 ※面接相談は要予約	総合相談 (電話・面接相談)	女性相談員による女性のための悩み相談（生き方、人間関係、家族、男女間の暴力、夫婦のことなど）	火～日曜日 (休日も対応) 10時～17時 (水曜日は20時まで)	サンエールかごしま相談室 (配偶者暴力相談支援センター) ☎ 813-0853 / FAX 813-0937 ※休館日：月曜日（休日のときは翌平日）
	心理相談 (面接相談のみ)		第1木曜日 14時～17時	
	法律相談 (面接相談のみ)		第2・4木曜日 13時～16時	
男性相談 (電話・面接相談) ※要予約		男性相談員（臨床心理士等）による男性のための悩み相談	偶数月…第3日曜日 13時～16時 奇数月…第3土曜日 10時～13時	
家庭児童相談		家庭における児童の悩みごと 児童虐待に関することなど	月～金曜日 こどもと女性の相談室 8時30分～17時15分 谷山福祉部福祉課 9時15分～16時◎	こどもと女性の相談室 ☎ 216-1262 / FAX 216-1284 谷山福祉部福祉課 ☎ 269-8460 / FAX 267-6555
女性相談		女性の身上や生活上の悩みごと、夫からの暴力に関することなど		
母子・父子自立支援相談		ひとり親家庭の自立に必要な支援に関すること		
子育て相談 ※専門相談は要予約		子育ての悩みや育児、子どもの発育・発達に関する相談 臨床心理士や言語聴覚士、助産師などによる専門相談	毎日9時～17時 (休日も対応。ただし、りぼんかんは第1月曜日は除く)	すこやか子育て交流館(りぼんかん) ☎ 812-7741 / FAX 812-7744 親子つどいの広場 ●なかまっち……………☎ 226-5539 ●たにっこりん……………☎ 266-6501 ●なかよしの……………☎ 243-3255 ●いしきらら……………☎ 220-1200
妊娠・出産・子育てに関する相談		保健師や助産師など、専門職による妊娠・出産・子育てに関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	中央保健センター ☎ 258-2364 / FAX 258-2392 北部保健センター……………☎ 244-5693 東部保健センター……………☎ 216-1310 西部保健センター……………☎ 252-8522 南部保健センター……………☎ 268-2315 吉田地区保健センター……………☎ 294-1215 桜島地区保健センター……………☎ 293-2360 松元地区保健センター……………☎ 278-5417 郡山地区保健センター……………☎ 298-2114 喜入地区保健センター……………☎ 345-3434
乳幼児相談		子どもの発育・発達の気かりや保健福祉サービスなどに関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	母子保健課 ☎ 216-1485 / FAX 216-1284
小児慢性特定疾病に関する相談		疾病のある児童等の療養や日常生活に関すること		
小児慢性特定疾病児童等の自立支援相談		自立や就労に必要な支援に関すること	月～金曜日 10時～16時	かごしま難病・小児慢性特定疾患を支援する会 ☎ 090-1921-3511
各種保育サービスに関する相談		保育所などの利用手続きに関する相談など	月～金曜日 8時30分～17時15分	保育幼稚園課 ☎ 216-1258 / FAX 216-1284 谷山福祉部福祉課……………☎ 269-8473 伊敷福祉課……………☎ 229-2113 吉野福祉課……………☎ 244-7379

相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など
生活相談・雇用相談、就労支援	生活に困っている方の生活相談・雇用相談、ハローワーク・シルバー人材センターによる就労支援	月～金曜日 8時30分～17時15分	生活・就労支援センターかごしま ☎ 803-9521 / FAX 216-1234
障害者福祉相談	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害の各種相談 障害者差別に関する相談	月、火、木～土曜日 10時～18時	障害者基幹相談支援センター ☎ 226-1200 / FAX 226-1144
障害者緊急相談	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害の各種緊急対応（相談・一時受入れ）	24時間（年中無休）	障害者地域生活支援拠点 ☎ 813-7183 / FAX 813-7176
精神保健福祉相談 ※医師による相談は要予約	うつ病などの精神的な病気や認知症・ひきこもり・アルコールやギャンブル・薬物などの依存症、こころの健康に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健支援課 ☎ 803-6929 / FAX 803-7026
健康に関する相談	健康に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-6927 / 803-7023 FAX 803-7026 北部保健センター……………☎ 244-5693 東部保健センター……………☎ 216-1310 西部保健センター……………☎ 252-8522 中央保健センター……………☎ 258-2364 南部保健センター……………☎ 268-2315 吉田地区保健センター……☎ 294-1215 桜島地区保健センター……☎ 293-2360 松元地区保健センター……☎ 278-5417 郡山地区保健センター……☎ 298-2114 喜入地区保健センター……☎ 345-3434
感染症に関する相談	HTLV-1、HIV（エイズ）、ウイルス性肝炎、性感染症、その他感染症に関すること		
予防接種に関する相談	予防接種に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-7023 / FAX 803-7026
教育相談	学習、進路、不登校、いじめ、子育てなど教育全般に関すること ※面接相談は要予約	月～金曜日 [面接相談] 9時30分～17時 [電話相談] 9時30分～20時 土曜日 [面接・電話相談] 9時～12時	教育委員会 [教育相談室]……………☎ 226-1345 [心のダイヤル]……………☎ 224-1179
	学習、人間関係、子育て等、家庭教育に関すること	月～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～12時	各地域公民館 ※お問い合わせは、各地域公民館もしくは、生涯学習課 ☎ 813-0851 / FAX 813-0937
青少年の悩み・心配ごと相談	青少年の悩み、心配ごと	月～金曜日 9時30分～17時	青少年補導センター ☎ 224-2000
キャリア カウンセリング ※要予約	女性を対象とした、仕事上の悩みや職業人としての生き方・働き方に関する相談、就職支援など	火曜日…午後（月3回） 木曜日…夜間（月1回）	勤労女性センター ☎ 251-8010 / FAX 255-7039
	勤労青少年を対象とした、職業人としての生き方や仕事を充実させるための方策など	水曜日 18時～21時 月末の水曜日のみ 14時～17時	勤労青少年ホーム ☎ 255-5771 / FAX 255-5750
国際交流アドバイザーによる相談窓口	外国人住民のための日常生活の相談 ※対応言語：英語・韓国語・中国語	月～金曜日 9時～17時◎	国際交流課 ☎ 216-1131 / FAX 224-8900

《 市役所以外の各種相談 》

性暴力の被害に対する相談	<p>FLOWER (フラワー・性暴力被害者サポートネットワークかごしま) 火～土曜日 10時～16時 [相談専用電話] ☎ 239-8787 ※法律相談・心理カウンセリングは要予約</p>
不登校、ひきこもり、ニートなど、子どもや若者に関する総合相談	<p>かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター) 火～日曜日 10時～17時 ☎ 257-8230 ※面接相談は要予約</p>
子ども・家庭 110 番 (児童相談)	<p>鹿児島県中央児童相談所 月～金曜日 9時～22時 ☎ 275-4152</p>
犯罪非行・思春期問題等に関する一般相談	<p>法務少年支援センターかごしま 月～金曜日 9時～17時 ☎ 254-7830 ※面接相談は要予約</p>
労働問題相談	<p>鹿児島労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎ 803-9640 鹿児島労働局 総合労働相談コーナー ☎ 223-8239</p>
均等法 (職場のセクハラ・マタハラ含む)、育児・介護休業法、パート法など	<p>鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 223-8239</p>
就職相談	<p>ハローワーク鹿児島 月～金曜日 8時30分～17時15分 ☎ 250-6060 ワークプラザ天文館 (ハローワークかごしまマザーズコーナー併設) 月～金曜日 9時30分～18時 / 第2・4土曜日 10時～17時 ☎ 223-8010 ヤングハローワークかごしま 月～金曜日 9時30分～18時 ☎ 224-3433 ワークサポートみなみ 月～金曜日 10時～18時 ☎ 257-5670</p>
こころの電話	<p>こころの電話 月～金曜日 9時～16時30分 ☎ 228-9566 / 228-9567</p>
自殺に関する相談	<p>鹿児島県自殺予防情報センター 月・木曜日 9時～16時 ☎ 228-9558 ※面接相談は要予約</p>
いのちの電話	<p>(社福)鹿児島いのちの電話協会 24時間(年中無休) ☎ 250-7000</p>



鹿児島市における子どもの貧困対策

本市ではこれまでも、国の子供の貧困対策に関する大綱に基づき、様々な視点から取組を行ってきています。また、子どもの生活に関するアンケート調査結果を踏まえて、以下の取組も進めてきているところです。

1 ひとり親家庭等ガイドブック

ひとり親家庭等の方々に必要な情報を届けるため、ひとり親家庭等ガイドブックを作成し、配付しています。



《 掲載内容 》

- みんなどうしてる???
鹿児島市に住む、ひとり親家庭の方々に聞きました。
- ひとり親家庭に関すること、子育てについて相談したい
- ひとり親家庭に対する手当や助成について知りたい
- 住まいに関する制度について知りたい
- 仕事を探したい、仕事につながる資格を身に付けたい
- 子どもの学費についての助成や貸付について知りたい
- 子どもを預けたいとき
- その他の生活支援
- 離婚に伴って必要となる主な手続き
- 鹿児島市子ども食堂開催情報
- 私たちも、応援しています。

問い合わせ先

こども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-216-1260

2 ひとり親家庭等総合相談会

8月の児童扶養手当現況届の時期にあわせて、ひとり親家庭等総合相談会を行っています。

《 相談ブース 》

- 養育費相談：鹿児島県弁護士会所属の弁護士による養育費に関する相談
- 家計相談：ファイナンシャルプランナーによる家計に関する相談
- 就労相談：ハローワーク鹿児島による就労に関する相談
- 子育て・健康相談：保健師による子育てや健康に関する相談
- 母子父子自立支援相談：母子父子自立支援員によるひとり親家庭向けの貸付等に関する相談


問い合わせ先

こども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-216-1260

3 学習会(子ども学習サポート事業) ※登録制

学力の向上や学習習慣の定着(自主学習)を目的として、ひとり1人のペースに合わせ、個別に大学生等が分からないところを教える小中学生への学習支援を実施しています。

- 実施日時：5月から翌年2月まで毎週土曜日の午後
※夏休み期間は水曜日も実施
- 場 所：中央地区・谷山地区・吉野地区内の公共施設
- 対 象：生活困窮世帯などの小学5・6年生、中学生
- 参加費：無 料
- 内 容：宿題や予習・復習などの基礎的な学習について、分からないところを大学生や教員OB等が個別に教えます。

問い合わせ先  生活・就労支援センターかごしま TEL 099-803-9521

4 生活・就労支援センターかごしま

ア. 相談支援事業

生活の中での困りごとや不安を相談員がお伺いし、解決するための方法を一緒に考え、関係する部署や機関と連携し、寄り添いながら支援します。

特に仕事探しや就職に関することは、センター内にハローワークがあり、ワンストップで支援が可能です。

イ. 家計改善支援事業

家計の状況をうかがいながら「今どうなっているか」「何が問題なのか」「これからどうしたらいいか」を見える状態にして、問題解決について一緒に考えます。必要に応じて、支援ができる相談窓口へ同行し、解決に向けて支援します。

ウ. 住居確保給付金の支給*

仕事を辞めた、やむを得ない休業によって給料が減少した、などの理由で住居を失った、または失うおそれが高い方に、家賃相当額(上限有り)を支給します。生活の基盤となる住居を整えた上で、安心して就職や増収に取り組めるようにする制度です。

※収入や資産などの要件、受給中の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先  生活・就労支援センターかごしま TEL 099-803-9521



国における子どもの貧困対策

国は対策を強化しています。

教育を支援

幼児期から高等教育まで教育費の負担を軽減



生活を支援

親の妊娠期から暮らしの課題・悩みを解決



保護者の就労を支援

ひとり親などの就労、学び直しや職業訓練を支援



経済的な支援

生活費や進学等に必要な支出を支援



2020年

- 高等教育の修学支援新制度の実施
(授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の支給拡充)

2019年

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正(6月)
- 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」策定(11月)

2018年

- 生活保護世帯の子供に対する大学等進学支援(進学準備のための一時金創設など)
- 児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ

2017年

- 奨学金事業を充実[給付型奨学金制度の創設等]
- 児童養護施設等において22歳の年度末まで支援を実施[社会的養護自立支援事業] など

2016年

- ひとり親に対する現金給付(児童扶養手当)の多子加算額を倍増
(第2子について36年ぶり、第3子以降について22年ぶり) など

2015年

- 地方自治体への交付金を創設[地域子供の未来応援交付金]
- 学習支援の開始[生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業] など

2014年

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行(1月)
- 「子供の貧困対策に関する大綱」策定(8月)

